

ITOSHIMACITY INFORMATION

4月より行政組織を見直しました

問い合わせ

糸島市人事課 ☎(332) 2101

糸島市公式HPより [糸島市行政組織](#)

検索

平成24年4月1日より次のとおり、行政組織を見直しましたのでお知らせします。

① **危機管理部の設置**
危機管理部門の強化のため、総務部から危機管理課を独立させ、危機管理部を設置しました。

② **環境部の設置**
保健環境部を分割し、生活環境課と環境施設課で環境部を設置しました。

③ **健康増進部の設置**
健康づくり課、国保年金課、介護保険課で健康増進部を設置しました。

④ **経済振興部の設置**
商工観光部の名称を経済振興部に変更しました。

⑤ **ブランド推進課の設置**
糸島ブランドの推進を強化するため、商工観光課ブランド推進係を、ブランド推進課としました。



ブランド推進課窓口

⑥ **消防団に関すること**
危機管理課で担当していた消防団に関する事務は消防本部で担当します。

⑦ **福祉支援課の設置**
障害福祉課の名称を福祉支援課に変更するとともに、これまでの事務に加え、高齢者福祉に関する事務も担当します。

⑧ **市民相談に関すること**
市民課で担当していた市民の相談や苦情などに関する事務は生活環境課で担当します。

⑨ **栄典に関すること**
秘書広報課で担当していた栄典の事務(自治功労表彰等)を人事課で担当します。

臨時職員募集中 登録申し込みを受け付けています

問い合わせ

糸島市人事課 ☎(332) 2101

糸島市公式HPより [臨時職員 募集](#)

検索

■別表 職種と内容(平成24年4月1日以降適用)

職 種	主な職務内容	資格・免許	賃 金 (時給の場合)
一般事務A	一般事務	—	830円
保育士	保育所、子育て支援センターにおける保育や相談業務など	保育士免許	890円
図書司書	図書館や学校図書室における蔵書の整理、貸出し・返却受け付けなど	司書資格・ 司書補資格所持者優先	830円
看護師	乳幼児の健診や予防接種時の補助など	看護師免許	1,030円
保健師	乳幼児や成人の保健指導など	保健師免許	1,140円
助産師	母子保健に関する業務	助産師免許	1,140円
管理栄養士	乳幼児や成人の保健指導など	管理栄養士免許	1,060円
特別支援 教育支援員	特別な支援を必要とする児童生徒に応じた支援および介助	—	830円
給食調理員	小学校、保育所における給食調理員補助	—	820円

通勤手当(1日単価)【片道】

●2km以上10km未満 95円 ●10km以上 195円

※2km未満および徒歩は支給対象外です

市の臨時職員は登録制となっています。登録希望者は、臨時職員登録申込書に証明写真を貼付し、提出してください。

また、保育士や看護師、保健師、管理栄養士の登録には資格が必要です。登録の際に免状などの写しを併せて提出してください。

登録申込書提出先 糸島市人事課

登録有効期限 平成25年3月31日まで

賃金など 別表のとおり

登録申込書配置場所 糸島市人事課、総合案内、二丈・志摩支所総合窓口課 ※市ホームページからダウンロードすることもできます。

市民提案型まちづくり事業を応援します

問い合わせ

糸島市地域振興課 ☎(332) 2062

糸島市公式HPより [市民提案型まちづくり](#)

検索

市では、市民が主役のまちづくりを推進し、市民団体の自由な発想を生かした多様な効果的な市民ニーズをとらえたまちづくり事業を応援します。

補助団体の要件

対象団体 次の要件をすべて満たし、営利・政治・宗教活動を目的としない団体

①市内に主たる事務所や活動拠点を有すること

②原則として1年以上の活動実績があること

③5人以上で構成されていること

④構成員の過半数が市内に住所を有すること、または市内に在勤、在学していること

対象事業 市民団体などが自主的・主体的に取り組む事業のうち、地域の活性化や課題解決が図られる事業

※公開プレゼンテーションへの参加が助成の条件です。

※4月13日(金)より配布開始

事業期間 補助金交付決定日から平成25年3月31日まで

補助金額 1事業あたり50万円を上限

対象経費 講師などへの謝礼金や消耗品費、通信費、印刷費など提案事業の実施に必要な経費のみ

【事業例】

- ・高齢者居場所づくり事業
- ・子育てサロン事業
- ・婚活支援事業
- ・地域ブランド創出事業
- ・健康促進事業 など

審査方法 書類審査、公開プレゼンテーション

報告会と説明会

日時 4月24日(火)

平成23年度事業報告会 13時10分～

平成24年度事業説明会 16時30分～

説明会会場 市役所新館501会議室

みんなで防ごう 高齢者虐待

問い合わせ

糸島市福祉支援課 ☎(332) 2073

糸島市公式HPより [高齢者福祉](#) [高齢者虐待](#)

検索

高齢者虐待の防止 高齢者の養護者に対する支援に関する法律

この法律は、虐待の防止と早期発見・早期対応を図るとともに、養護者の支援を行い、その負担の軽減を図るために定められたものです。

虐待について気がかりなことがあれば相談窓口へ

虐待の恐れがある高齢者を発見した人には、通報の義務が法律で定められています。連絡・通報により、虐待を未然に防ぎ、早期に支援することが可能となります。

市内に5か所の相談窓口があります。近くの窓口へお電話ください。

糸島市地域包括支援センター

☎(321) 0543

【前原・南風・加布里校区】

富の里支援センター

☎(324) 2330

【前原南・長糸・雷山校区】

マイネスハウス支援センター

☎(329) 1501

【二丈校区】

仙寿苑支援センター

☎(325) 3379

【志摩地区】

志摩園支援センター

☎(328) 2121

支援することが可能となります。また、虐待を受けている高齢者と虐待をしている家族など双方の救済につながります。

※守秘義務により、誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることは決してありません。安心して連絡してください。

高齢者虐待の相談窓口